

- (7) 本工事は、入札時に技術提案〔V E 提案〕を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する〔総合評価落札方式（技術提案評価型 S 型）〕の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。なお、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、企業の技術力（技術提案〔V E 提案〕及び工事全般の施工計画を除く）及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格確認申請書（一次審査）（以下「一次審査申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「一次審査資料」という）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案〔V E 提案〕及び工事全般の施工計画等（以下「二次審査資料」という）の提出を求める段階的選抜方式の対象工事である。
- (9) 本工事は、段階的選抜方式のうち、一次審査における選抜者数を拡大する試行工事である。
- (10) 本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。詳細は、入札説明書による。
- (11) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (12) 本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の

工事成績評定点を競争参加資格とする、「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。詳細は入札説明書による。

- (13) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成16年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
- (ア)

1. 建物用途 下記の a)、b)、c) 又は d) のいずれかに該当する施設
 - a) 同種施設 研究施設

- b) 類似施設 実験室、研究室（人文科学系のもは除く。）及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む。）が、申請する建物の延べ面積の1/2を超える建物若しくは病院（20人以上の患者を入院させるための施設を有し、手術室を有するものに限る。）

- c) 複合用途施設 1 「a) 同種施設」と認められる部分の床面積が、要件として設定する「延べ面積」以上ある建物

複合用途施設とは、用途が2以上ある建物とする。

- d) 複合用途施設 2 「a) 同種施設」と認められる部分の床面積が、申請する建物の延べ面積の1/2を超える建物

複合用途施設とは、用途が2以上ある建物とする。

2. 構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（コンクリート充填鋼管構造は含まない。）

3. 延べ面積 1,000㎡以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち1棟の延べ面積とする。また、増築にあつては増築部分の延べ面積とする。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

經常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は、下記(イ)の要件を満たす建築一

式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること。

(イ)

1. 構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（コンクリート充填鋼管構造は含まない）

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

- (6) 工事全般の施工計画が適正であること。

- (7) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和元年11月7日までを予定する。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

- ① 主任技術者にあつては、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。

- ② 1人の者が、平成16年4月1日以降に元請けとして完成・引渡し完了した上記(5)(ア)1. 及び2. の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進 P P P に従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。